



知っておきたい！ 健保のコト

VOL.41

介護保険料の徴収の仕組み(その2)

先月号で65歳になるまでの介護保険料の徴収の仕組みを説明しましたが、今回は雇用延長や再雇用などで65歳以降も働く場合の介護保険料徴収の仕組みについて説明します。

65歳から介護保険の第1号被保険者になると、介護保険料は健保組合など医療保険者でなく、すでにリタイアされている方と同様に住んでいる市区町村から徴収されます。介護保険の保険者である市区町村は、居住する要介護・要支援者の人数などから必要な介護保険サービスの総費用を算出。その費用を賄えるよう保険料の基準額を定め、さらに居住者の所得や世帯の課税状況に応じて10数段階に細分化し、各段階の介護保険料を設定します。そのため、企業で同じ給与条件で働いている場合でも、住んでいる市区町村によって介護保険料は異なります。

介護保険サービスを受ける要介護・要支援者が多い市区町村ほど介護保険料が高くなり、また事業主負担はありませんので、第1号被保険者になった途端、介護保険料が大幅に増えたと感じる人も多いのでは。具体的には2021～23年度の基準額(月額)の全国平均は6014円ですが、市区町村ごとでは3000～9000円台とかなりの幅があります。

なお、65歳からの介護保険料は、支給される年金から差し引かれます(特別徴収)。原則として年間18万円以上の年金が支給されている方が該当します。ただし、65歳になって特別徴収が始まるのは、半年以上先になりますので、その間は年金支給を繰り下げしている方と同様、市区町村から送られる納付書で納める(普通徴収)ことになります。

★ Special Issue コロナ禍での体力低下等を懸念 新生活様式に健康への気遣いを

一時は減少傾向にあった新型コロナウイルス感染者数は7月に入ると、オミクロン株の変異株(BA.5)により一気に感染が拡大し、あつという間に第7波を迎え、累計感染者数は14日に1000万人の大口に達しました。一時は1週間の新規感染者数が前週比73%増の約96万9000人(世界保健機関(WHO)公表)と、わが国が世界最多となったこともあり、

政府は感染力が強くても重症者や死亡者が少ないことから、社会経済活動にブレーキをかけるまん延防止等重点措置などの行動制限については当面行うことはないとしています。

しかし、この感染拡大により夏休みに帰省や遠方に出掛ける計画を立てていた人の中には、自主的に行動を自粛された方も多かったのでは。一方で連日の酷暑で外出もままならず、また電力不足の懸念から省エネが叫ばれつつも、熱中症対策でエアコンの電源を入れたままにせざるを得ない状況の人も多いかと思えます。

しかし、この感染拡大により夏休みに帰省や遠方に出掛ける計画を立てていた人の中には、自主的に行動を自粛された方も多かったのでは。一方で連日の酷暑で外出もままならず、また電力不足の懸念から省エネが叫ばれつつも、熱中症対策でエアコンの電源を入れたままにせざるを得ない状況の人も多いかと思えます。

気になるのは、その間の体力の低下や気分転換のあり方です。新型コロナウイルスの感染拡大を契機に外出時のマスク着用や3密の回避、テレワークの推進などニューノーマルな生活様式が定着しました。これからはそこにちよつとした健康への気遣いが必要かもしれません。

健保組合、健保連は毎年10月を「健康強調月間」と定め、半世紀以上にわたり健康づくりに関するさまざまな事業を行ってきました。今年の同月間のPRポスターでは、新生活様式が続く中で、身体活動の低下が危惧されることから、日常生活においてちよつとした健康への気遣いを促す内容をテーマにしました。健保組合から皆さんの職場に届いているところもあるかと思えます。ぜひ、ご覧ください。

